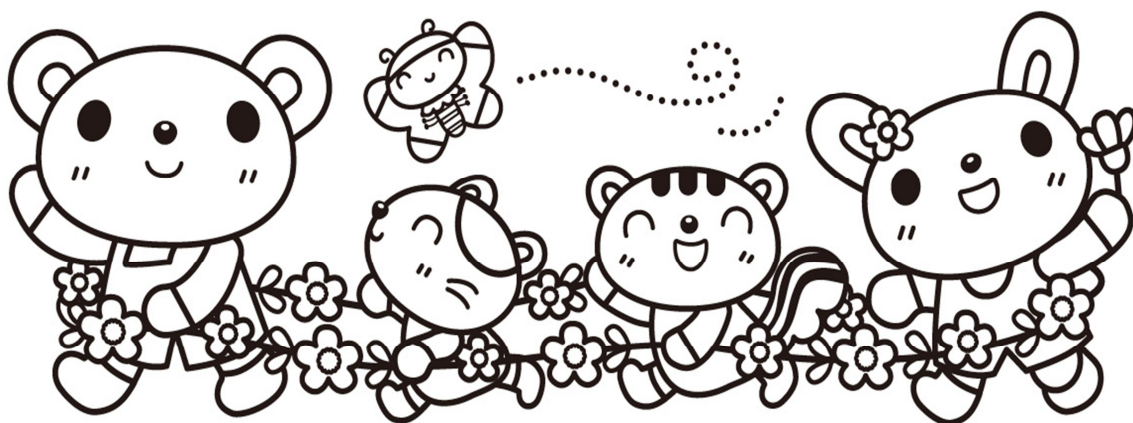




令和 8 年度

入園のしおり

《重要事項説明書》



松江市立城西幼保園

松江市立城西幼保園

施設の概要

(令和8年4月1日現在)

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	松江市立城西幼保園
施設の所在地	松江市堂形町520番地
連絡先	電話番号0852-60-0450 FAX0852-28-3545
運営主体	松江市
管理者	園長 松本 和美
対象児童	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育・教育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	幼稚園機能(1号認定) 60人 保育所機能3歳以上(2号認定) 140人 保育所機能3歳未満(3号認定) 50人
開設年月日	令和6年4月1日
敷地面積	4,409㎡
建築面積	延べ2,590.51㎡
建築構造	鉄骨造り2階建て

職員構成

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
教頭	2	2		
保育教諭	44	28	17	
看護師	1	1		
養護教諭	1			小学校と兼務
調理員	10	3	7	
事務員	1	1		
清掃員	2	2		

※令和8年4月1日現在

<職員の勤務体系>

午前7時から午後7時まで、ローテーションにより勤務します。勤務日及び勤務時間帯は各職員により異なります。

1 運営の目的・方針



松江市立城西幼稚園は、以下の運営方針に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とするこどもに対する保育を一体的に行い、これらのこどもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。

松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例、その他関係法令に基づいて、適切に事業を運営します。

- (1) 幼稚園機能と保育所機能のそれぞれの良さや特徴を生かし、教育と保育を一体にして、就学前教育・保育の充実を図ります。
- (2) 3歳以上の幼児については、保育を必要とする、必要としないにかかわらず、同じ年代の幼児が等しく教育・保育を受ける環境を確保します。
- (3) 保育時間の違いや集団生活の経験の有無など、様々な違いがある乳幼児と一緒に生活することに配慮しながら、保育を実施します。
- (4) 就労形態・保育ニーズなど、様々な家庭環境の保護者の交流を促進し、生涯学習の視点にたった地域での子育て支援の充実を図ります。

2 組編成 (R8.4.1 現在)

年 齢		0歳児	1歳児		2歳児	
組		こりす	りす	うさぎ	こやぎ	ひつじ
人 数	1号認定	—	—	—	—	—
	2・3号認定	2	10	9	13	13

3歳児		4歳児		5歳児		計
りんご	みかん	さくら	たんぽぽ	ひまわり	すみれ	
4	5	3	3	3	2	20
15	13	15	15	14	15	134

3 教育・保育を提供する日及び時間・提供しない日

(1) 幼稚園機能 (3～5歳児) 1号認定

【提供する曜日】

- ・月曜日から金曜日まで

【提供時間】

教育及び保育の時間	預かり保育
8:30～13:59	14:00～16:30

☆3歳児の降園時間は、給食開始までは11時30分です。

☆預かり保育は有料となります。

☆預かり保育は、長期休業中（学年始・夏季・冬季・学年末）8時30分から16時30分まで利用できます。

【提供しない日】

- ・土曜、日曜日、祝日
- ・学年始休業日：4月1日から4月7日まで
- ・夏季休業日：7月21日から8月31日まで
- ・冬季休業日：12月26日から翌年1月7日まで
- ・学年末休業日：3月25日から3月31日まで
- ・特別の事情のため、園長が市長の承認を受け、休園と定める日
- ・園長が特に必要と認める日

(2) 保育所機能（0～5歳児） 2号認定・3号認定

【提供する曜日】

- ・月曜日から土曜日まで

【提供時間】

認 定	教育及び保育の時間	延長保育
保育標準時間認定	7:00～17:59	18:00～19:00（月～金）
保育短時間認定	8:30～16:29	[前延長] 7:00～8:29（月～土） [後延長] 16:30～19:00（月～金） 16:30～18:00（土）

《保育標準時間・保育短時間認定について》

☆保育を必要とする事由と実情に応じて松江市が認定します。

保育標準時間は、一日あたり最長11時間まで利用できます。

保育短時間は、一日あたり最長8時間まで利用できます。

☆「就労」については、就労時間帯や通勤時間等に応じて認定します。

就労で認定している場合、父・母いずれも120時間以上の方は、保育標準時間となります。また、父・母のいずれかの保育を必要とする時間が月48時間以上120時間未満の方は、保育短時間となります。

「求職活動」及び「育児休業中の継続利用については「保育短時間」となります。

雇用の形態が変わった場合にはその都度必要な書類の提出が必要となります。

☆延長保育は有料となります。

【提供しない日】

- ・日曜日、祝日
- ・年末年始：12月29日から1月3日まで
- ・特別の事情のため、園長が市長の承認を受け、休園と定める日

4 学年及び学期

(1) 学年

学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(2) 学期

学年を次の学期に分けています。

- ・ 第1学期 4月1日から7月31日まで
- ・ 第2学期 8月1日から12月31日まで
- ・ 第3学期 1月1日から3月31日まで

5 一日の生活の流れ

	保育所機能（3号認定）						保育所機能（2号認定）						幼稚園機能 （1号認定）		
	保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定					
	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
7:00	延長保育			7:00～登園			延長保育			7:00～登園					
8:30				保育室へ						わいわいルームへ					
9:00	各クラスへ			各クラスへ			各クラスへ			各クラスへ			8：30～登園 各クラスへ		
	遊び・休息 授乳・離乳食・おやつ			遊び・休息 授乳・離乳食・おやつ			朝の会			朝の会			朝の会		
11:00	【カリキュラムに基づく活動】			【カリキュラムに基づく活動】			遊び等 【カリキュラムに基づく教育活動】			遊び等 【カリキュラムに基づく教育活動】			遊び等 【カリキュラムに基づく教育活動】		
12:00	昼食			昼食			昼食			昼食			昼食		
13:00	午睡			午睡			【カリキュラムに基づく教育活動】			【カリキュラムに基づく教育活動】			【カリキュラムに基づく教育活動】		
14:00													降園		
15:00	遊び・休息 授乳・離乳食・おやつ			遊び・休息 授乳・離乳食・おやつ			午睡			午睡			預かり保育 午睡 おやつ		
16:00							おやつ			おやつ					
16:30							遊び等			遊び等			遊び等		
17:00	延長保育						延長保育								
18:00															
19:00				延長保育						延長保育					

6 提供する教育・保育等の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用こどもの心身の状況等に応じて、教育・保育その他の便宜の提供をします。

(1) 教育・保育

上記3に記載する時間において教育・保育を提供します。

① 豊かな生活体験を通して生きる力の基礎を培います。

- ・いろいろな人とかかわりの中で、思いやりの気持ちや人への信頼感を育てます。
- ・発達に応じた遊びや、豊かな自然体験・生活体験・社会体験を通して、進んで取り組む意欲を育てます。
- ・日常生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、自分のことは自分でしようとする意欲を育てます。

② 異年齢のかかわりを活かした育ち合いが生まれる活動の工夫をします。

- ・0歳児から5歳児までの幅広い年齢の乳幼児が自然に触れ合う交流を通して、思いやりの気持ちやあたたかい心を育てます。

③ 安定した生活リズムへの配慮をします。

- ・様々な生活時間を過ごす子どもたちが、安定した時間を過ごせるように、環境や生活時間の工夫をしながら一人一人の生活リズムの違いに配慮した保育を行います。

④ 特別支援教育コーディネーターを中心に一人一人の発達に応じた必要な支援を行います。

- ・こどもの発達は一人一人に違いがあります。発育の状況や特性の把握に努め、健やかな成長につながるよう、個別支援の充実を図ります。
- ・松江市発達・教育相談支援センター（エスコ）等とも連携し、乳幼児期から一貫した相談・支援を行います。

(2) 給食の提供

① 給食を通して健やかな心と体を育てます。

- ・家庭との連携を取りながら、こどもの食欲、食べる量、食べ物の嗜好など個人差に十分配慮し、食育を進めていきます。
- ・食物アレルギー等で除去食等の対応が必要な場合は、保護者の方と話し合いをしながら進めていきます。
- ・献立表は毎月別途お知らせします。

(3) 預かり保育事業・延長保育事業

上記3に記載する時間において教育・保育を提供します。

① 預かり保育事業・延長保育事業により、保育の充実を図ります。

- ・保護者の皆様の就労形態の多様化にともなう新たな保育ニーズに対応するため、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育し、安心して子育てができる環境を整えます。

(4) 特別支援幼児教室（にじ組）について

① お子さんに必要な支援を一緒に考えていきます。

- ・対象は松江市在住の3歳～小学校入園前のお子さんです。
- ・週に1回、お子さん一人一人の興味や関心をてがかりにしながら、個別指導、小グループ指導及び学級集団の中で楽しく必要な力を身につけられるよう指導していきます。
- ・家庭や他の幼稚園、保育所などに在籍しながら通うことができます。
- ・2つのタイプがあります。お子さんのニーズに応じた指導をします。

時間通級・・・親子で1～2時間通います。

1日通級・・・こどものみで、幼保園の1日の生活時程（9時～14時）に添って過ごします。

詳しくは担当者にお問い合わせください。

（５）子育て支援事業

① 家庭や地域と連携した子育て支援の充実を図ります。

- ・家庭と十分に連絡し合い、楽しく充実した子育てを支援します。
- ・公民館・小学校・幼稚園・保育所・行政機関・医療機関等の関係機関と連携をもちながら、保育・教育を進めていきます。
- ・子育て相談会や講話会、講習会等を実施します。

７ 利用に当たっての留意事項

（１）健康管理について

- ・入園当初は非常に緊張し疲れやすいので、睡眠と食事に十分気をつけましょう。
- ・登園前、朝の健康状態をよく見て、異常があれば適切な処置をし、園に連絡をしましょう。
- ・病気の時は早めに受診しましょう。朝はよくなっている、前日に具合が悪かった場合はお知らせください。
- ・保育中に発熱など身体の異常が見られた場合は、保護者の方に連絡いたします。症状によってはお迎えをお願いすることがあります。連絡先を明確にしておいてください。
- ・持病等のある場合は、入園当初にお担任に知らせください。

（２）通園について

- ・登降園時には保護者の方にコドモンを使って打刻をしていただきます。打刻ができない場合は速やかにお知らせください。別紙参照
- ・送迎をされる方は、保護者用名札の着用をお願いします。通常送迎者以外の方へのお子さんのお渡しはできません。ご承知おきください。
- ・通園については保護者が責任を持ち、交通事故がおきないようにしてください。
- ・可能な方は親子で徒歩通園をし、お子さんが安全な歩き方を身につけられるようにしましょう。
- ・自家用車で送迎される方は交通ルールやマナーを守り、事故のないようにしましょう。
- ・欠席や事情で遅れる場合は、給食の食数を確定するため9時までに必ず連絡してください。
コドモンの連絡機能または電話（60-0450）

（３）家庭への連絡について

- ・幼保園からの連絡は次の方法で行います。
おたより、コドモンのお知らせ一斉送信機能、玄関のホワイトボード、口頭など。
※毎日、帰宅後はおたより袋の中を確認するようにしてください。（園行事、集金日、弁当日（月1回程度）等の予定は、毎月発行の“園だより”でお知らせします。）
※園だよりと給食献立表は、月末に翌月号をコドモン資料室に掲載します。
※ご家族の皆様が連絡事項を把握できるように伝言をお願いします。送迎される方が変わる場合にはそのことを共有してください。

(4) 緊急時の対応について

- ・教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・「緊急連絡カード」を配布しました。記入後、担任まで提出してください。確実につながる番号を記入してください。
- ・住所、緊急連絡先が変更になった場合は、その都度、速やかに連絡してください。
- ・保護者との連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を優先させ、当園が責任をもって、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 感染症について

- ・感染症により出席停止を要する病気があります。医師の指示に従って登園してください。
(はしか、水痘、風疹、耳下腺炎、インフルエンザ、コロナ、プール熱、皮膚病など)
- ・医師による登園許可書は必要ありませんが、必ずかかりつけ医を受診し集団生活が可能な状態だと判断を受けてから、「登園届AまたはB」を保護者の方が記入し、登園時に園に提出してください。
- ・各クラスの感染症発生状況は、昇降口に掲示しますので、ご覧ください。

(6) 投薬について

- ・投薬については事故防止のために原則行いません。ただし、持病があり継続的に投薬の必要のあるお子さんや、症状によってやむを得ず投薬が必要な方がいらっしゃいましたら園へご相談ください。なお、園で投薬が必要な場合は、医師から処方された薬のみ対応します。登園時、所定の用紙に記入・押印をして提出してください。(できるだけ、病院に朝夕の処方をお願いしてください。)

(7) PTA 組織への加入について

- ・本園には保護者の方と職員が会員のPTA組織があります。ご家庭と園が共に手を携えながらお子さんの成長を見守っていくための組織です。ご協力のほどよろしくお願いします。

8 利用料等及び支払方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

- ・0～2 歳児…保育料は、保育所幼稚園課で決定し通知されますので、松江市に納めてください。
(保育料の納付は金融機関口座自動引き落としをご利用になれます。)
 - *毎月負担していただく保育料に、主食・副食(おやつ含む)の完全給食の費用が含まれています。
 - *長期欠席の場合でも決定された保育料の月額は変わりません。
 - *月の途中で退所された場合は日割り計算となります。
- ・3～5 歳児…幼児教育・保育の無償化制度により、保育料が無償となります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

キャッシュレス集金システム（エンペイ）によるもの

(1) に掲げる利用者負担額のほか、P12別表1 から別表4 に掲げる費用を負担していただきます。

キャッシュレス集金システム（エンペイ）にて翌月集金します。[別紙参照](#)

■ 給食費（対象：3、4、5歳児）改訂予定後の金額を掲載しています

・月額6,400円（主食費 月額1,600円 副食費 月額4,800円）です。

＊長期間（1か月以上1か月単位）にわたり、登園しないことがあらかじめ分かっている場合は、欠席される月の前月1日までに申し出ていただいた場合には、給食費は集金しません。

＊ご家庭の就労状況などにより1か月単位で、土曜日に登園されない場合は、その月の土曜日分の給食費はいただきません。その場合は月額を減額し、月額5,120円（主食費 月額1,280円 副食費 月額3,840円）です。

＊副食費が免除される方へは「副食費徴収免除決定通知書」が保育所幼稚園課から送付されます。

■ 延長保育料（対象：2、3号）

保護者の方の勤務時間等の事由により延長保育を必要とする園児が対象です。延長保育を利用される方は、登録が必要です。職員室までお申込みください。

■ 預かり保育料

無償化認定を受けておられないご家庭は、預かり保育を利用された際に利用された日数分を翌月請求します。預かり保育利用申込書を利用する月の前月末日までに園へ提出してください。

■ 医療費の給付掛け金

園でけがをされた場合、医療の給付を受けるために園児全員に『独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」』に加入していただきます。入園時に同意書を提出していただきます。

現金集金によるもの

☐ PTA会費

☐ 行事経費、写真代等（必要に応じて実費徴収します。） 集金袋にて集金します。

9 利用の開始と変更手続き及び終了と現況届

(1) 利用の開始について

① 1号認定（幼稚園機能）

入園願書の提出が必要です。直接当園に、お申し込み下さい。

入園を希望する幼児が定員を超えた場合、市の選考基準により入園する幼児を決定します。

② 2号認定・3号認定（保育所機能）

松江市が行う利用調整により、入園が決定します。松江市保育所幼稚園課へお申し込み下さい。

(2) 以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。

① お子さんが小学校に就学したとき

② 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（家庭保育が可能になった場合は、園長までお知らせください）

③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 変更手続きについて

入園後に妊娠、転職、父親の育休など変更がある場合は、変更の手続きが必要ですので必ずお知らせください。

(4) 退園届出について

家庭の都合等で転園、退園される場合は、手続きが必要ですので早めにお申し出ください。

(5) 教育・保育給付認定現況届について（2号認定・3号認定）

教育・保育給付認定を受けた時点の保育を必要とする事由が、変更なく継続していることを確認するために、毎年現況届を提出していただきます。手続きについては時期になりましたらお知らせします。

10 学校医・嘱託医等

(1) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	（名称）湯原内科医院
医院長名	（氏名）湯原 紀二
所在地	（所在地）松江市芋町9
電話番号	（電話番号）0852-25-3508

(2) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	（名称）浜田歯科医院
医院長名	（氏名）浜田 陽一郎
所在地	（所在地）松江市砂子町201-2
電話番号	（電話番号）0852-24-2435

(3) 学校耳鼻科医・嘱託医

医療機関の名称	（名称）堀江耳鼻咽喉科医院
医院長名	（氏名）堀江 貴
所在地	（所在地）松江市黒田町422-5
電話番号	（電話番号）0852-28-1133

(4) 学校眼科医・嘱託医

医療機関の名称	（名称）あだち眼科クリニック
医院長名	（氏名）安達 和彦
所在地	（所在地）松江市中原町19-1
電話番号	（電話番号）0852-24-6333

(5) 学校薬剤師・嘱託薬剤師

医療機関の名称	(名称)
薬剤師名	(氏名) 小椋 邦夫
所在地	(所在地)
電話番号	(電話番号)

11 非常災害時の対応について コドモンの資料室にも掲載しています

(1) 非常時の対応

- ・非常時及び災害時については園で定めている防災計画、不審者対応マニュアル、原子力防災マニュアル、市で定めている災害時における保育所等の休園基準により対応します。コドモンの資料室にも掲載しています
- ・安全計画を作成し、玄関前へ掲示しています。
- ・保護者へは、コドモンで連絡します。速やかに緊急連絡の内容を届けるため、全員の方にコドモンの登録を必ずしていただくようお願いしています。

(2) 避難・消火訓練

- ・避難および消火の訓練は、毎月1回以上行います。
- ・火災や地震、原発事故、不審者対応など様々な事案を想定し、園全体で取り組みます。

(3) 避難場所

- ・第一避難場所：城西幼保園園庭
- ・第二避難場所：城西公民館にここ広場（松江市堂形町614番地）

※緊急時には幼保園の電話等通信網が使えないことも考えられます。その場合、園昇降口の避難場所の掲示を確認してください。緊急車両の乗り入れも考えられますので、できるだけ車は控えてお迎えをお願いします。

12 虐待防止のための措置について

園で作成した虐待防止マニュアルに基づき、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

13 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(氏名) 横山あづさ・牧野由美	(職名) 教頭
相談・苦情解決責任者	(氏名) 松本 和美	(職名) 園長
第三者委員	(氏名) 山川 立夫	(電話番号) 0852-26-7469 (役職、所属等) 城西地区主任児童委員
	(氏名) 仲村 美幸	(電話番号) 0852-67-6323 (役職、所属等) 城西地区主任児童委員

14 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

別表1 給食費 令和8年度改訂予定後の金額を掲載しています

項目	対象	金額
主食費	月曜日から土曜日利用者	月額 1,600 円
	月曜日から金曜日利用者	月額 1,280 円
副食費	月曜日から土曜日利用者	月額 4,800 円
	月曜日から金曜日利用者	月額 3,840 円

別表2 延長保育料

児童区分	世帯区分	日額					月上限額
		午前7時から午前7時59分まで	午前8時から午前8時29分まで	午後4時から午後4時59分まで	午後5時から午後5時59分まで	午後6時から午後7時まで	
2号3号保育短時間認定の児童	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	低所得世帯	20円	10円	10円	20円	100円	1,000円
	その他の世帯	60円	30円	30円	60円	300円	5,000円
2号3号保育標準時間認定の児童	生活保護世帯					0円	0円
	低所得世帯					100円	1,000円
	その他の世帯					300円	5,000円

※低所得世帯・・・市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が48,600円未満である世帯

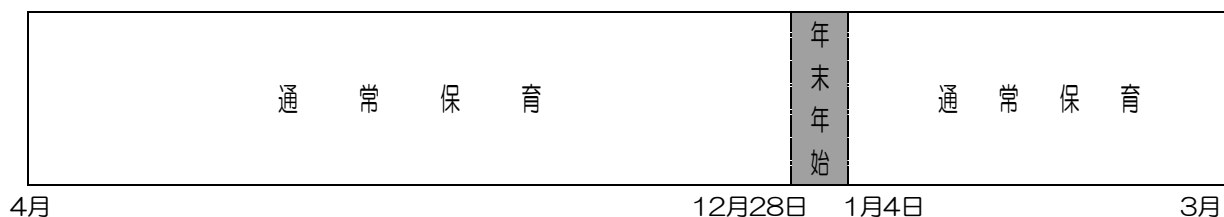
※1か月の延長保育料の合計額が月上限額を超える場合は、当該月の延長保育料は月上限額となります。

別表3 その他の料金

項目		対象	金額
預かり保育料		預かり保育利用児	日額 270円
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度保護者負担金		全園児	年額 205円
そのほか必要となる費用	PTA会費	0～2歳児	月額 400円
		3～5歳児	月額 800円
	行事経費、写真代等	参加者	実費

0歳児、1歳児、2歳児入園児の保護者の方へ

1. 保育期間



*休園日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）及び特別な事情のため、園長が必要と認めた日です。

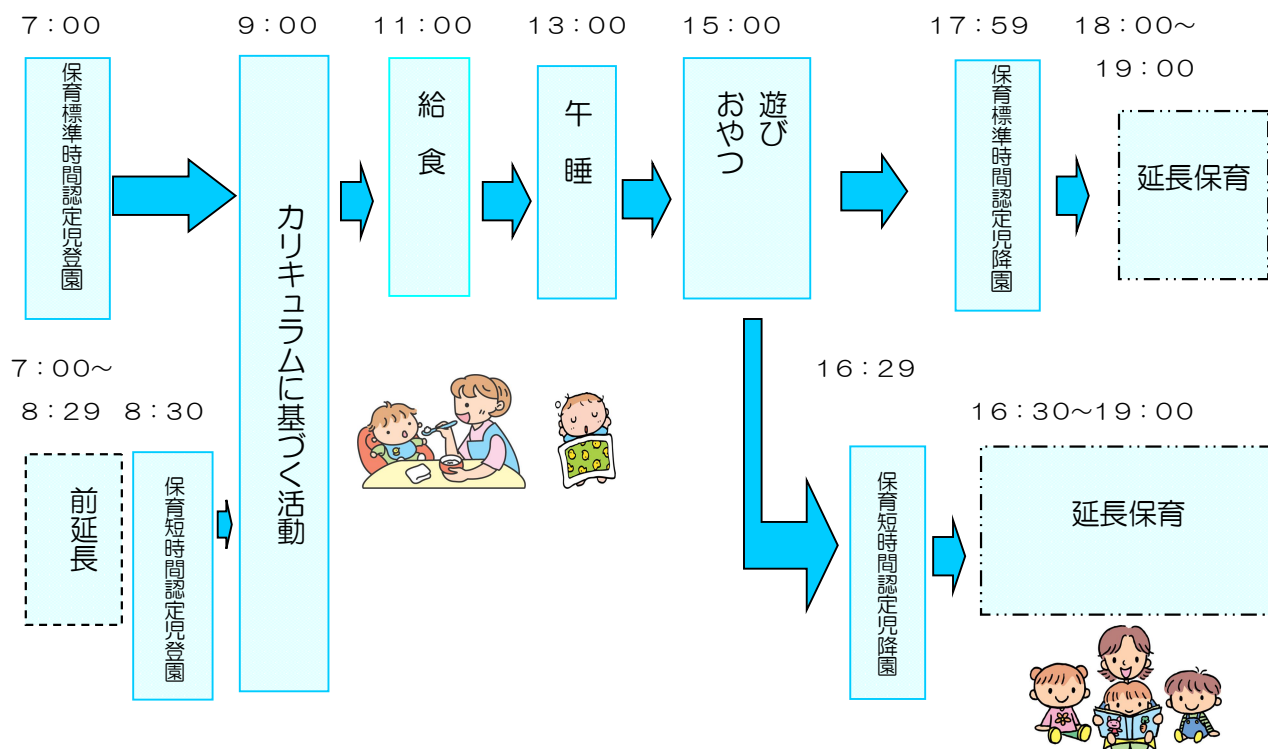
*状況によっては家庭保育の協力をお願いする場合があります。

2. 入園当初の保育について（新入園児）

- （1） 幼保園の生活に無理なく慣れるために、3日程度は、保育時間は午前中です。給食を食べて帰ります。12時から12時30分までに迎えに来てください。
- （2） 以後3日程度15時から15時30分までに迎えに来てください。おやつを食べて帰ります。その後全日保育に入ります。
（上記の事項は個々のお子さんの状況により変更する場合があります。担任と相談して無理なく慣れていきましょう。）

3. 一日の生活の流れ

保育所機能3号認定（0～2歳児）の生活の流れ



- 登園時刻 7時～9時（保育標準時間認定児）
 8時30分～9時（保育短時間認定児）
- 降園時刻 ～17時59分（保育標準時間認定児）
 ～16時29分（保育短時間認定児）

4. 服装や所持品について

- Tシャツ、ショートパンツなど活動しやすい服を着用しましょう。フード付きの衣服やスカート等は遊具にひっかかる恐れがありますので園では着用しないようお願いします。また、誤嚥につながる恐れがあるため、ボタンやビーズ等装飾が付いた服もお控えください。
お子さんが自分でしようとする意欲を大切にしますので、なるべく自分で脱ぎ着しやすいものを着用してください。
- 歩行が完了したお子さんの登園靴は雨天の場合を除き、履きなれたものを使用してください。緊急避難時に必要となりますので、園庭靴とは別に毎朝、玄関の下駄箱に入れてください。
- 防寒具などは、フックに掛けやすいようにつり紐をつけましょう。
- エプロン、手拭タオルなどは毎日持ってきてきましょう。
- おたより袋は中身を取って、翌日に持ってきてきましょう。
- 0.1.2歳児の連絡帳はコドモンアプリの連絡帳機能を使います。毎日の打ち込みをお願いします。
- 持ち物すべてに大きくわかりやすく記名をしましょう。
- 髪を結ぶ時は、切れにくく飾りのないゴムを使いましょう。

5. 誓約事項の厳守について

- 保育料の納付・保育時間の厳守・流行性疾患などの早期治療

☆家庭と幼保園が一体となって、お子さんの健やかな成長を育んでいきましょう。
気になることや分からないことがあればご相談ください。
☆家族全員がこのしおりに目を通し、ご協力をいただきますようお願いいたします。

入園までに準備していただきたいもの

★持ち物の記名について（お願い）★

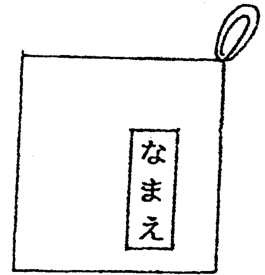
- ・大勢の園児が長時間一緒に過ごします。紛れることがないように全ての持ち物に大きくフルネームでの記名をお願いします。文字が薄くなりますので時々点検をお願いします。
- ・紙おむつ、紙パンツは後ろのテープの下の方に大きな字ではっきりと記名してください。※登園時はいてくる紙おむつ・紙パンツにも記名をお願いします。

2歳児

●手拭きタオル

（食前・食後の手洗い用・トイレ後の手洗い用）（2枚）

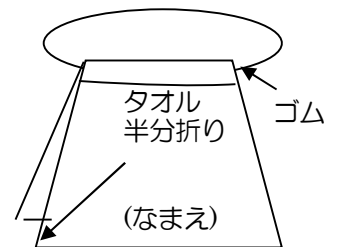
- ・毎日取替えてください。
- ・自分でタオル掛けにかけられるよう、ひもをつけてください。



〔食事用エプロン〕

●食事用エプロン（1枚）、おしぼり（3枚）、エプロン持ち帰り用袋

- ・食事用エプロンは、タオル1枚を半分に折り輪の部分縫ってゴムを通してください。ゴムの長さは、頭が通り、食事の際ちょうどよい長さに調節すると衣服が汚れません。
- ・エプロン等持ち帰り用袋は、ぬれたおしぼり等を入れますので、ビニール製のものを準備してください。子どもが自分で入れやすいよう巾着ではなく口が大きく開くものをお願いします。



●紙パンツまたは、布パンツ又はトレーニングパンツ

●フェイスタオル（5枚）

●着替え 〈肌着、Tシャツ、トレーナー、ズボン（各3枚）〉

- ・遊びや食事・排泄などで汚れて着替えることが多いので、持ち帰った枚数を毎日必ず補充してください。

●汚れた衣類持ち帰り用袋（ビニール製バックまたはレジ袋）

●登降園用のカバン

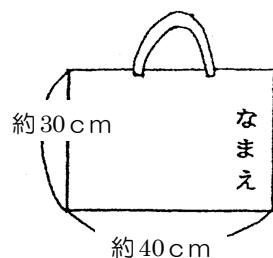
- ・保護者の方が上記の荷物等を入れて登降園するためのカバンです。

●午睡布団一組（夏場はタオルケット等）※枕は必要ありません。

●園庭用シューズ

●絵本袋

【絵本袋】

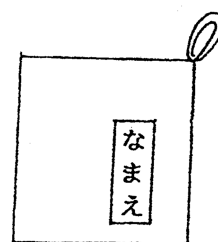


1 歳児

●手拭きタオル

（食前・食後の手洗い用・トイレ後の手洗い用）（2枚）

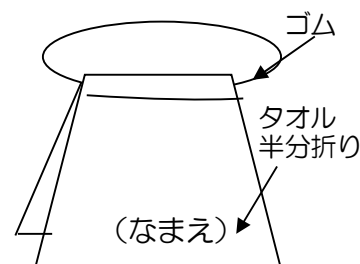
- ・毎日取替えてください。
- ・自分でタオル掛けにかけられるよう、ひもをつけてください。



●食事用エプロン（3枚）、おしぼり用ハンドタオル（3枚）

- ・食事用エプロンは、タオル1枚を半分に折り輪の部分を通ってゴムを通してください。ゴムの長さは、頭が通り、食事の際ちょうどよい長さに調節すると衣服が汚れません。

〔食事用エプロン〕



●エプロン持ち帰り用袋

- ・持ち帰り用袋は、ぬれたハンドタオル等を入れますので、ビニール製のものを準備してください。子どもが自分で入れやすいよう巾着ではなく口が大きく開くものをお願いします。

●紙パンツ（7枚）

※布おむつを希望される方は、担任にご相談ください。

●フェイスタオル（5枚）

●おしりふきウェットシート（1個）

●着替え 〈肌着、Tシャツ、トレーナー（各4枚）、ズボン（4枚）〉

- ・遊びや食事・排泄などで汚れて着替えることが多いので持ち帰った枚数を毎日必ず補充してください。

●汚れた衣類持ち帰り用袋（ビニール製バックまたはレジ袋）

●午睡用布団一組（夏場はタオルケット等）※枕は必要ありません。

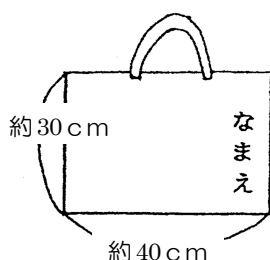
●園庭用シューズ

●登降園用のカバン

- ・保護者の方が上記の荷物等を入れて登降園するためのカバンです。

●絵本袋

【絵本袋】

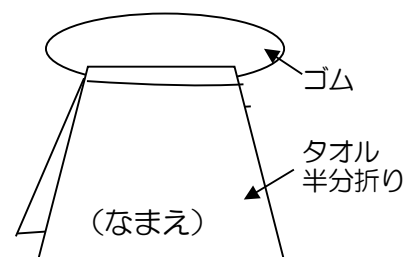


〇歳児

●食事や授乳に使用するもの

5	7	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
← ミルクor母乳のみ →					← 離乳食+ミルクor母乳 →						
授乳のための来園や冷凍母乳を飲ませることもできますので、担任にご相談ください。											
◎哺乳瓶・乳首（幼保園で保管します。）											
◎ガーゼ 4枚（ミルク・水分補給の回数分）											
					◎食事用エプロン				3枚		
					◎食事用おしぼり				3枚		

- ・食事用エプロンは、タオル1枚を半分に折り輪の部分を通ってゴムを通してください。ゴムの長さは、頭が通り、食事の際ちょうどよい長さに調節すると衣服が汚れません。
- ・おしぼりは、手や口の周りを拭きます。ハンドタオルサイズのものを準備してください。



●エプロン持ち帰り用袋

- ・ぬれたハンドタオル等を入れますので、ビニール製のものを準備してください。子どもが入れやすいように、巾着ではなく口が大きく開くものをお願いします。

●紙オムツ（7枚）

●フェイスタオル（5枚）

●おしりふきウェットシート（1個）

●着替え〈肌着、Tシャツ、トレーナー（各4枚くらい）、ズボン（5枚）〉

- ・遊びや食事、排泄などで汚れて着替えることが多いので持ち帰った枚数を毎日必ず補充してください。

●汚れた衣類持ち帰り用袋（ビニール製バックまたはレジ袋）

●午睡用布団一組（夏場はタオルケット等）※枕は必要ありません。

●ベビーラック用バスタオル（1枚）

●帽子（あごのゴムつき）

- ・各自でご準備ください。園で保管します。

●登降園用のカバン

- ・保護者の方が上記の荷物等を入れて登降園するためのカバンです。

3歳（年少）・4歳（年中）・5歳（年長）入園児の保護者の方へ

1 教育・保育期間

★《幼稚園機能（3～5歳児）》 1号認定

春季休業	一学期 4/8～ 7/20 （入園児は4/10から）	夏季休業	二学期 9/1～12/25	冬季休業	三学期 1/8～3/24	春季休業
------	--	------	------------------	------	-----------------	------

* 休園日は土曜、日曜日、祝日及び春季・夏季・冬季休業、特別な事情がある日です。

★《保育所機能（3～5歳児）》 2号認定

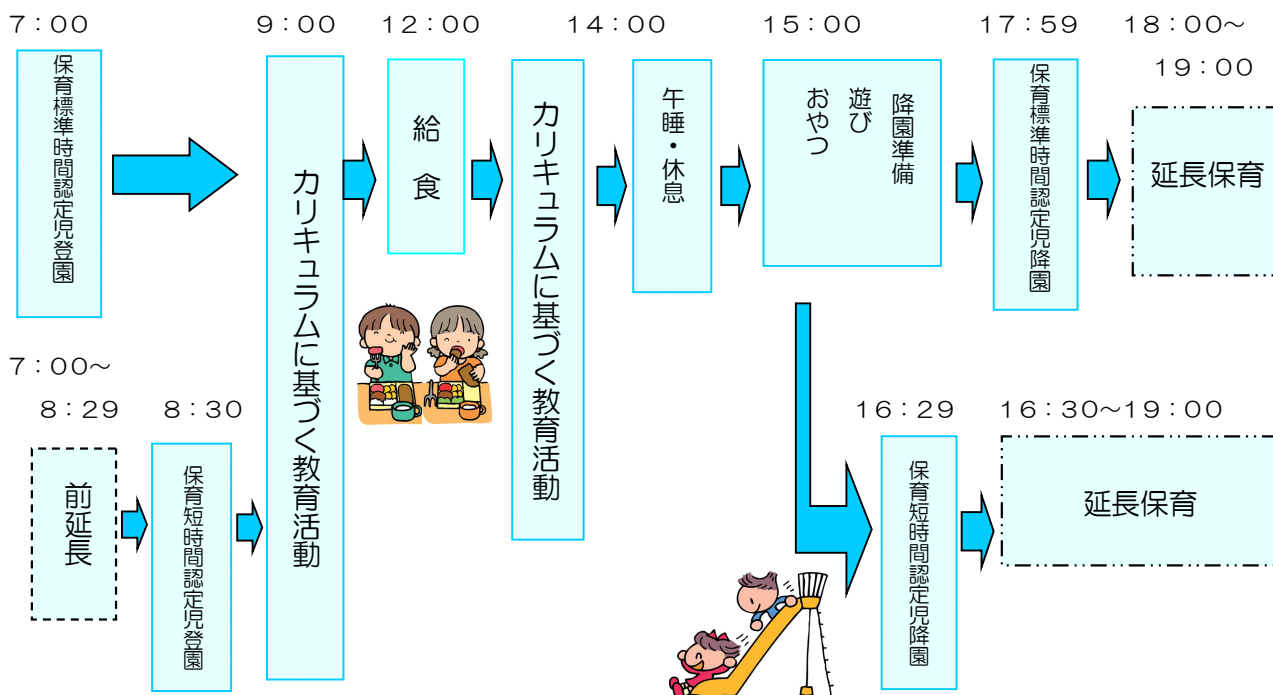
年度 保始 育	一学期	夏季 保 育	二学期	年末 保 育	三学期	年度 保末 育
---------------	-----	--------------	-----	--------------	-----	---------------

* 休園日は日曜日、祝日、年末年始及び特別な事情のある日です。

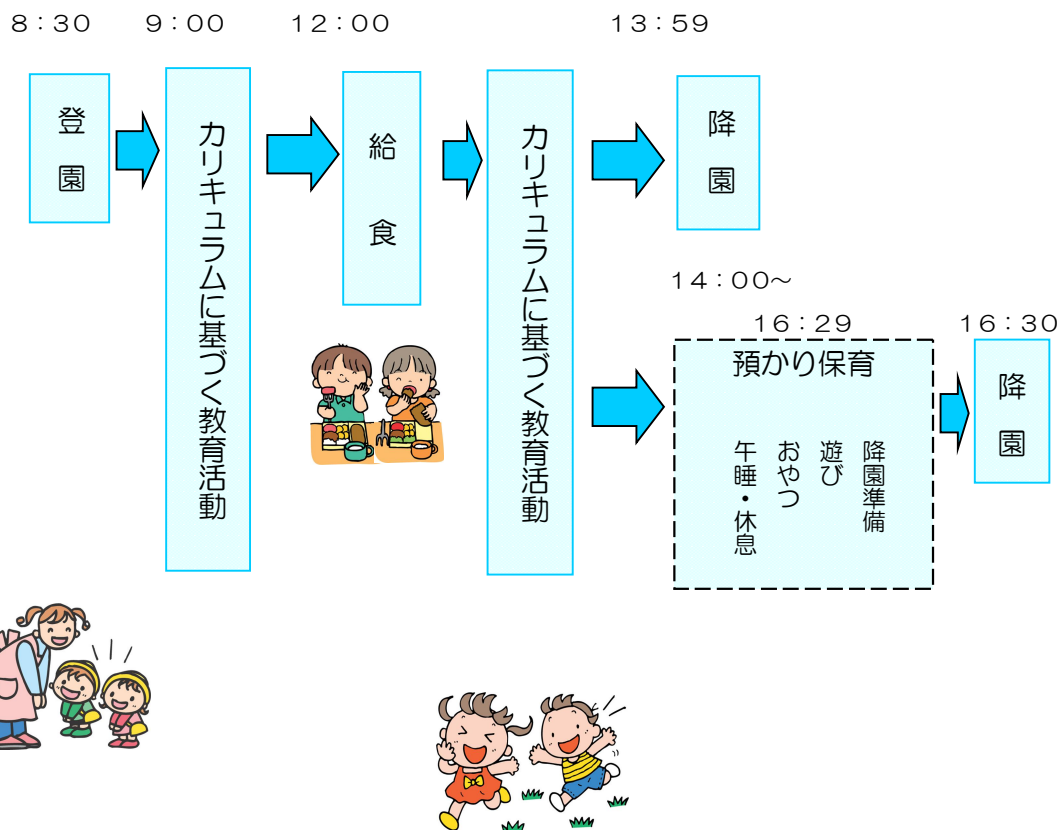
* 年末年始の休業日は12月29日から1月3日です。

2. 一日の生活の流れ

保育所機能2号認定（3～5歳児）の生活の流れ



幼稚園機能1号認定（3～5歳児）の生活の流れ



3 登降園について

- 欠席や事情で遅れる場合は、8時30分～9時までに園へ必ず連絡してください。
コドモン連絡機能、電話（60-0450）※給食の食数を確定するために必要です。
- 送迎する保護者の方は、入園時に配布する保護者名札を付けて送り迎えをしてください。
- 送迎者について連絡がない場合には通常送迎者以外の方へのお渡しはできません。
- 雨の日はなるべくレインコートの着用をお勧めします。

幼稚園機能（3～5歳児）1号認定

- ・登園時刻 8時30分から9時
- ・降園時刻 午前中保育の日 11時30分（3歳児）
11時45分（4歳児・5歳児）
給食実施日……13時59分（4歳児・5歳児）

給食開始予定日

4・5歳児…4月9日(木)
3歳児…5月1日(金)

※3歳児は、入園当初の心身の疲労を考慮して給食開始までは午前中保育とします。

（3歳児は年度当初は13時降園。徐々に降園時間をのばしていきます。）

- ・通園方法について
徒歩通園することを原則とします。
- ・登園、降園方法については入園式の日担任が説明します。
- ・4、5歳児の預かり保育は4月6日より開始予定です。
※利用する方は、別途、申し込みが必要です。
※3歳児は5月連休明けより実施予定です。

保育所機能（3～5歳児）2号認定

- ・登園時刻 7時～9時（保育標準時間認定児）
8時30分～9時（保育短時間認定児）
- ・降園時刻 ～17時59分（保育標準時間認定児）
～16時29分（保育短時間認定児）
- ・登園は、保護者同伴です。3・4・5歳児は、8時30分まで合同での保育となります。健康状態・送迎者・納入金など連絡を確実に行いましょう。

※幼稚園機能（1号認定）と保育所機能3歳以上（2号認定）の変更について変更される方は前の月の5日（土・日・祝日の場合はその前開園日）までに園長に申し出て申請してください。

4 入園にあたってのお願い

（1）入園までに

◎ 基本的な生活習慣は家庭で無理なく身につけましょう。

- ・顔、手、頭等は常に清潔にし、爪がのびたら早めに切るようにしましょう。
- ・子どもの成長に合わせた生活リズムをつくりましょう。

○ 自分のことは自分でできますか。

- ・衣服の脱ぎ着・排便後の始末・自分の持ち物の処理・手洗い など

○ きちんと食事をし、食後は歯磨きをしていますか。

- ・3度の食事、食事のマナー など

○ 自分の名前を呼ばれたら「はい」と返事ができますか。

○ 挨拶はできますか。

「おはよう」「おやすみなさい」「ありがとう」「ごめんなさい」 など

○ 毎朝の排便が習慣づいていますか。

◎交通のきまりを身につけましょう。（道路の歩き方、横断の仕方、信号の見方など）

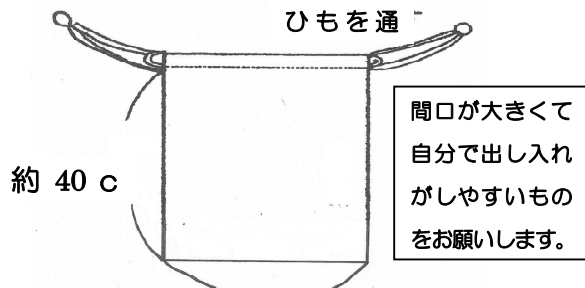
（2）服装や所持品について

- ・園制定のショートパンツを毎日履いてきてください。園での服装はTシャツ、ショートパンツなど活動しやすく、自分で脱ぎ着できるものを着用してください。スカート、レース素材の物、パーカー等はやめましょう。
- ・行事（遠足、運動会等）の時には、園服（体操服）を着用します。
※普段から園服（体操服）を、毎日着ていただいて構いません。
- ・持ち物にはすべて名前を記入しておいてください。時々、点検もしましょう。
- ・クラスのカラ―帽子をかぶり登園しましょう。
- ・個人情報保護のため、名札は園で保管します。登園後身につけ、降園前に外して帰ります。
- ・出席ノート、連絡帳、お便り袋、ハンカチ、ティッシュ等は通園カバンに入れ毎日持ってきてましょう。
- ・登降園時の靴は、雨天の場合を除いて平素から履きなれた物を使用してください。
- ・園での生活に必要なもの以外は持たせないようにしましょう。（家にあるおもちゃ、キーホルダー、お菓子など）
- ・髪を結ぶ時は、切れにくく飾りのないゴムを使いましょう。

3, 4, 5歳児

入園までに準備していただきたいもの（全員）

着替え袋



• ひもの長さは、袋の口を開いた時に少し残るくらい。
（長すぎないように）

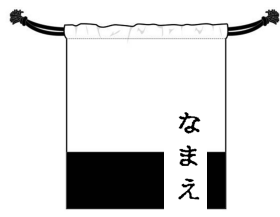
• ゆとりを持たせて大きめにしてください。

【中に入れるもの】

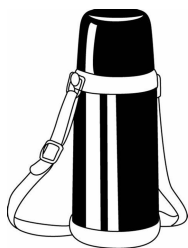
タオル(1)、パンツ(2)、シャツ(2)、ズボン(2)、
上着(2) (Tシャツなど)、レジ袋 2~3 袋 (記名)
お子さんと出し入れの練習をしてみてください。

コップ、歯ブラシ、コップ

コップが入る大きさ

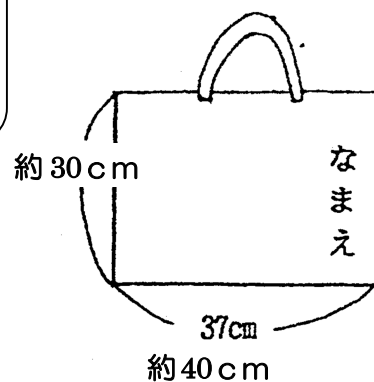


水筒



紐はなくてもいい
です。
蓋にも記名をお願い
します。

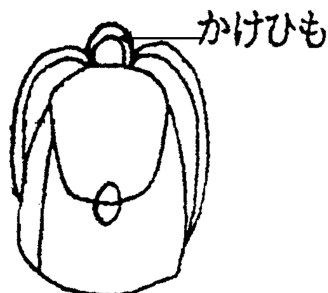
絵本かばん



※コップは持ち手のついたものを用意してください。
歯ブラシも一緒に入れてください。
歯磨き剤はいりません。出し入れが
しやすいようにゆとりを持たせてください。

通園カバン

• キーホルダーはつけません。



帽子



かけひもをつけてくださ

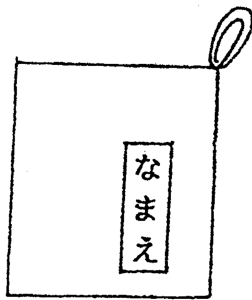
園庭シューズ



履きやすいもので、かかとが
厚くないものを準備してくだ
さい。（サンダル不可）

タオル2枚

(トイレ用、食事用)



- 手ふき用のタオルです。大きさはハンドタオル程度のものです。
- タオルかけにかけられるようひもをつけ、記名してください。

☆サイズは、おおまかな目安です。市販のものでもよろしいです。

☆もらい受けられたものについては、名前の書き換えをしておいてください。

保育所機能2号認定・預かり保育利用の方に準備していただきたいもの

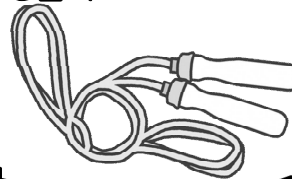
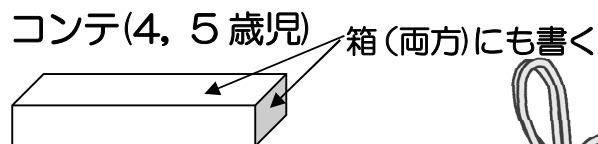
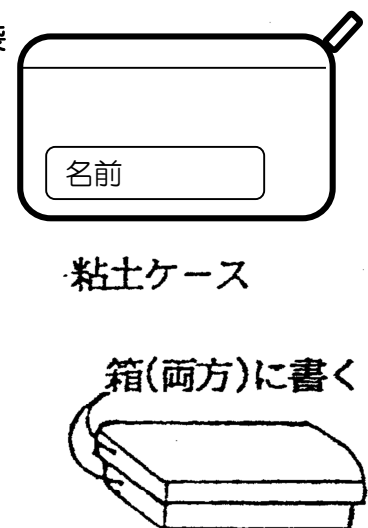
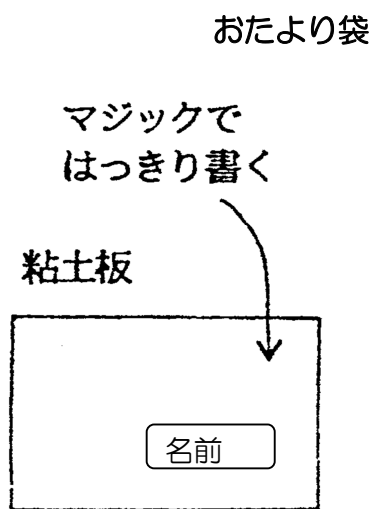
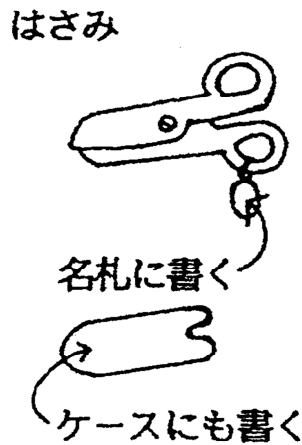
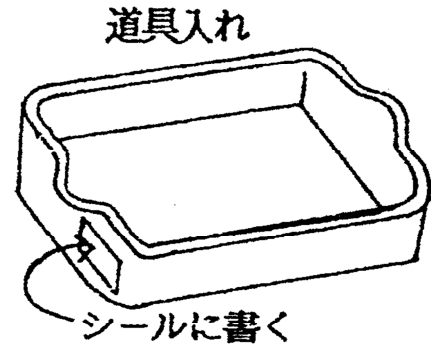
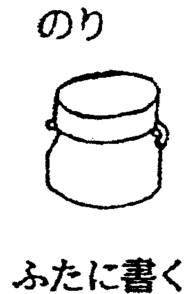
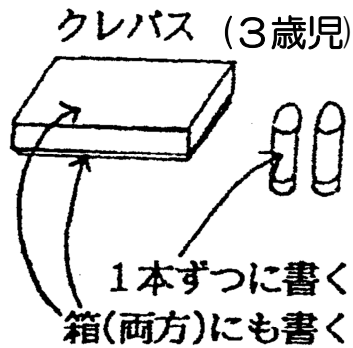
○午睡用布団一組(夏場はタオルケット等)・・・表に大きく記名してください。

布団の持ち運び用袋

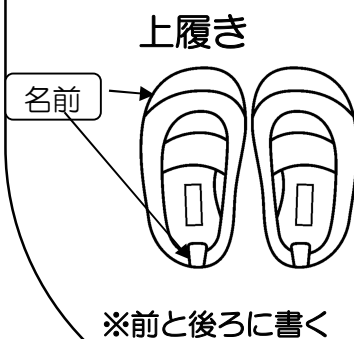


しき布団
かけ布団
布団袋
も同様に

【用品の記名】



なわとび(4, 5歳児)
持ち手に記名をして
テープを張る(油性ペンだ
けではすぐに消えます)



衣服、下着等、すべてのものに名前を書き、自分のものであることがわかる
ようにしておいてください。

登降園時の保護者駐車場について

